

公共住宅建設工事 特則仕様書

昭和	63年	7月	制定
平成	元年	9月	改定
平成	4年	12月	改定
平成	6年	7月	改定
平成	7年	6月	改定
平成	9年	10月	改定
平成	11年	10月	改定
平成	12年	8月	改定
平成	14年	9月	改定
平成	15年	7月	改定
平成	17年	4月	改定
平成	17年	11月	改定
平成	18年	6月	改定
平成	19年	8月	改定
平成	21年	11月	改定
平成	23年	4月	改定
平成	23年	10月	改定
平成	25年	6月	改定
平成	27年	7月	改定
令和	3年	2月	改定
令和	5年	6月	改定
令和	6年	10月	改定
令和	7年	5月	改定
令和	7年	10月	改定
令和	7年	12月	改定
令和	8年	8月	改定

目 次

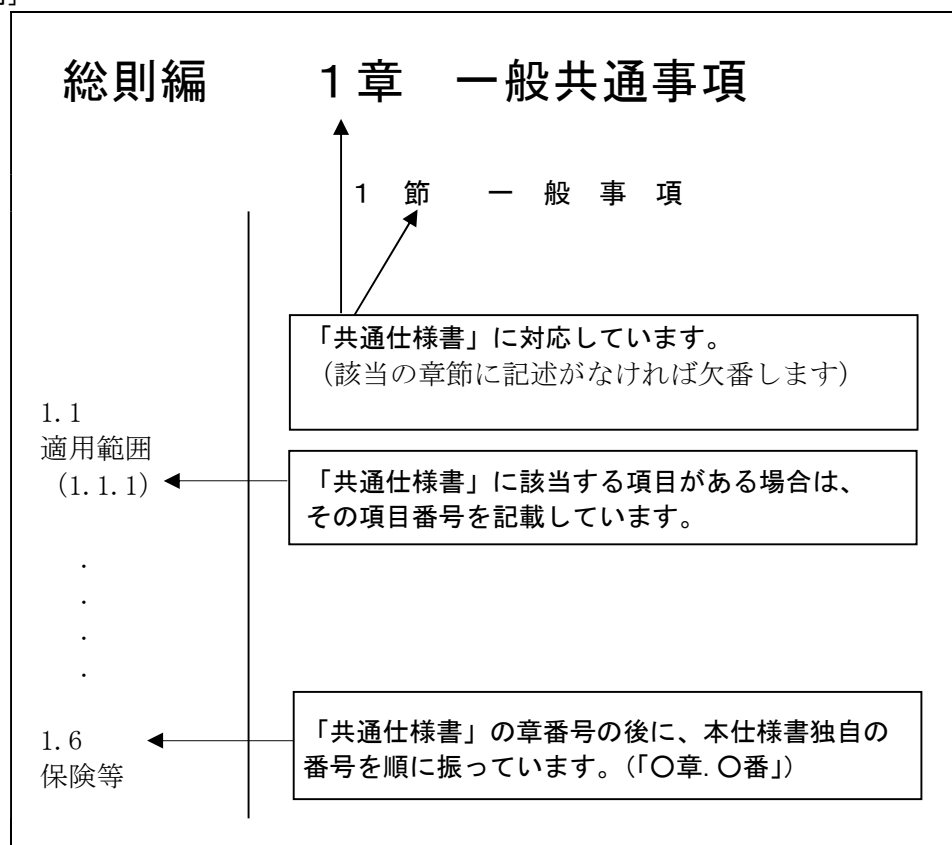
本書の取扱いについて		1
総 則 編	1 章	一般共通事項 2
建 築 編	1 章	一般共通事項 8
	2 章	仮設工事 8
	3 章	土工事 8
	4 章	地業工事 9
	5 章	鉄筋工事 9
	6 章	コンクリート工事 9
	9 章	防水工事 11
	11 章	タイル工事 11
	12 章	木工事 11
	14 章	金属工事 12
	15 章	左官工事 12
	16 章	建具工事 13
	18 章	塗装工事 13
	19 章	内装工事 13
	20 章	ユニット及びその他工事 14
	22 章	舗装工事 14
電 気 編	1 編	一般共通事項 15
	2 編	電力設備工事 15
	6 編	通信・情報設備工事 17
機 械 編	2 編	共通工事 18
	5 編	給排水衛生設備工事 18
	9 編	昇降機設備工事 19
別 表	1	工事関係書類 20
	2	引渡し物品等(建築・電気・機械) 23
別 記	1	工事写真概要 27
	2	引渡し書類等一覧表 30
	3	竣工写真 31
	4	鍵一覧表 32
	5	鍵受領書 35
	6	工事関係者一覧表 書式(記載例) 36
	7	使用材料等一覧表 書式(記載例) 37
	8	保証書一覧表 書式(記載例) 38
	9	表示板様式 39

※ 公共住宅建設工事共通仕様書に、追加、補足又は訂正のある項目のみ記載している。

本書の取扱いについて

- 1 この公共住宅建設工事特則仕様書（建築工事編）（以下「本仕様書」という。）は、川崎市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）に定める仕様書の一部として、「公共住宅建設工事共通仕様書（令和四年度版）」（以下「共通仕様書」という。）とともに一体の仕様を構成するものであり、「共通仕様書」に定められた各項目について追加及び補足等の補完をするもので、「共通仕様書」に優先するものである。
- 2 本仕様書は、「共通仕様書」に対応して記述している。

〔記載例〕



総則編 1 章 一般共通事項

1 節 共通事項

- 1.1 適用範囲 (1.1.1)
- 1 本仕様書は、公共住宅の建設工事等に適用する。
2 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者等の責任において厳正に履行する。
- 1.2 設計図書の適用 (1.1.1)
- 設計図書の適用順位は、原則として次のとおりとする。
(1) 質問回答書及び追加説明書 ((2)から(5)までに対するもの)
(2) 特記仕様書
(3) 設計図
(4) 本仕様書
(5) 共通仕様書 (別に定める「機材の品質・性能基準」を含む。)
- 1.3 用語の定義 (1.1.2)
- 1 「監督員」とは、次のいずれかに該当する者とする。
(1) 川崎市請負工事監督規程 (以下「監督規程」という。) 第2条第4号による総括監督員、主任監督員及び一般監督員
(2) 監督規程第6条第1項により、工事の監督業務を委託された者
2 法令等の略称は次による。
・リサイクル法 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年 法律第 48 号)
・建設リサイクル法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)
・廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- 1.4 官公署その他への届出手続等 (1.1.3)
- 総合調整条例対象の工事において 500m³ 以上の土砂等を運搬する場合は、「土砂等運搬協議要綱」に基づく手続を行うこと。
- 1.5 工事実績情報の登録 (1.1.4)
- 工事請負代金額が 500 万円以上の工事については、工事契約後、変更契約後及び工事完成後 10 日以内 (土、日、祝日を除く。) に、監督員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録すること。なお、変更時と工事完成時の間が、10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- 1.6 工事関係書類の提出 (1.1.5)
- 1 川崎市契約規則、契約約款、関係法令等に基づき、別表 1 に掲げる書類及びその他監督員が指示する書類を監督員へ提出すること。なお、部数については、原則として 1 部とし監督員の指示によること。
また、別表 1 により電子提出が可能な書類については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
2 工事現場における適正な施工体制を確保するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、建設業法に定める施工体制台帳及び施工体系図を作成することとし、以下の内容を記載する。
(1)建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2、第 14 条の 4 及び第 14 条の 6 に掲げる事項
(2)台帳の作成方法等は、「施工体制台帳の作成等について (建設省経建発第 147 号) を参考とする。

	(3)社会保険の加入状況、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無について、記載漏れ等ないように十分注意する。 3 下請契約書（下請契約金額を必ず記載）の写し並びに施工体制台帳及び施工体系図は、現場に備えるとともに以後、新たな下請負人及び再下請負人の選定にあわせ、完了時まで随時、監督員に提出する。
1.7 設計図書等の取扱い（1.1.6）	設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏えいしてはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
1.8 特許権の有無の確認（1.1.11）	発注図（参考図含む）に基づく工事材料、施工方法等の選定に当たっては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象の有無について確認すること。
1.9 関係法令等の遵守（1.1.13）	本仕様書に定めのない事項は、法令、本市条例・規則及びその他の規定によること。
1.10 火災保険等	1 契約約款第 58 条における「火災保険、建設工事保険その他の保険」は、次のアからカとする。ただし、当該工事において保険の対象工事がない場合はこの限りでない。なお、その他必要と思われる保険がある場合は、その保険に加入すること。 ア 火災保険 イ 工事保険 ウ 自動車保険 エ 組立保険 オ 請負業者賠償責任保険 カ 法定外の労働災害保険 2 保険期間は、原則として着手期限の日から工事目的物の引き渡しまでとすること。 3 第 1 項ア及びイの保険金額は、請負金額とすること。ただし、火災保険については杭地業に相当する金額を除くことができる。 4 第 1 項ウからカの保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とすること。 5 保険契約の締結後、遅滞なくその証券の写しを監督員に提出すること。
1.11 建設業退職金 共済制度	1 建設業退職金共済制度の履行確保のため、履行対象となっている工事については、「建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領（財政局契約課）を遵守するものとする。 2 下請業者、建退共制度対象労働者に対し、建退共制度の加入促進及び履行確保について、周知、徹底を図ること。また、下請業者に対しても「対象労働者を採用する場合」と同様の対応をするように指導すること。
1.12 公共事業労務費調査に対する協力	1 本工事が公共労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し監督員に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 2 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象に該当した場合、その実施に協力すること。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 3 公共労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調

	製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておくこと。 4 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記同様の義務を負う旨定めること。
1. 13 軽微な変更	軽微な変更は、監督員の指示によって行う。この場合は、請負金額の増減はしないものとする。
	2 節 工事関係図書
1. 14 工事写真 (1. 2. 4)	工事写真の撮影方法については、「営繕工事写真撮影要領（国土交通大臣官房官庁営繕部整備課制定）」（令和 5 年版）及び「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）令和 5 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）による。
	3 節 工事現場管理
1. 15 施工中の安全確保 (1. 3. 7)	現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具（フルハーネス型）の着用は、「墜落制止用器具の規格」（厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具とする。
1. 16 近隣住民等への配慮 (1. 3. 7)	工事を施工する際に近隣住民に迷惑を及ぼさないよう、次の(1)から(8)について監督員と協議し、最大の配慮をしなければならない。 (1) 搬入・搬出については、指定された道路を使用し、監視員、誘導員等を配置して安全確保に十分留意すること。 (2) 付近の民家等には損傷を与えぬよう十分留意すること。万一損傷を与えた場合は、監督員に報告の上、受注者の負担において速やかに修復すること。 (3) 付近の道路及び側溝等に損傷を生じさせた時は、速やかに修復すること。 (4) ほこり防止対策として、十分な散水を行い、道路等の汚れた箇所については、常に清掃を行うこと。 (5) 作業時間は、原則として午前 8 時から午後 6 時までとし、日曜日、祝日は休みとすること。ただし、週休 2 日制確保モデル工事（4 週 8 休以上の現場閉所）はこの限りではない。なお、特別の事由により変更する場合は、事前に監督員の承諾を受けること。 (6) 大型車両の運行は、原則として児童の登校時間を避け、また、必要な場合は、所轄の警察の許可を得て通行すること。 (7) 周辺道路に工事関係の車両及び工事材料を置かないよう十分注意すること。 (8) 工事車両は、アイドリングストップに努めること。
1. 17 建設機械の選定 (1. 3. 10)	建設機械の使用にあたっては、低騒音型の機種を選定すること。また、工事用車両が過度に集中することのないよう運行管理等を徹底し、騒音及び振動の低減化に努めること。
1. 18 発生材の処理等 (1. 3. 11)	1 発生材については、リサイクル法、建設リサイクル法、廃棄物処理法、その他の関連法令及び次の要綱等に基づき適切に処理を行うこと。 (1) 「川崎市建設副産物取扱要綱」（建設緑政局技術監理課）

- (2) 「川崎市建設副産物取扱要領」(同上)
- (3) 「川崎市建設副産物取扱基準」(同上)
- (4) 「指定工場(特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設)登録リスト」(同上)
- (5) 「川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱」(港湾局庶務課)
- (6) 「建設廃棄物の適正管理の手引き」(環境局廃棄物指導課)
- 2 建設副産物の搬出及び再生資源等の利用は、原則として次のとおり行う。
 - (1) 建設副産物の工事現場からの搬出
 - ア アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、路盤廃材については、「川崎市建設副産物取扱要綱」第2条(13)に規定する指定工場に搬出する。
 - イ 建設発生木材(伐木・除根材を含む)については、「川崎市建設副産物取扱要領」第2条(6)に規定する指定施設
 - ウ 指定処分地等に建設発生土を搬出する場合は、指定処分地等の定めに応じて、建設発生土の検定試験を実施し検定試験表を作成し、写しを監督員に提出すること。
 - (2) 再生資材等の利用

工事目的に要求される品質等を考慮した上で、再資源化施設を利用する。なお、再生骨材等及び再生加熱アスファルトは、指定工場を利用する。
- 3 再資源化により得られた仮設資材を積極的に使用するよう努める。
- 4 コンクリート削孔に伴い発生するコンクリート殻、濁水及び濁水に含まれる削孔くずについては「廃棄物処分計画」に処理方法を具体的に記載すること。
- 5 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要な時は、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者」を配置することとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。
- 6 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の処分においては、リサイクル処分とすること。
- 7 ポリ塩化ビフェニル(PCB)の混入等が確認された機器(トランス、コンデンサ、照明器具安定器等)を撤去または取替えをする場合は、次に示す関係法令に基づき、PCBの保管及び届け出が必要となるため、必要書類を作成すること。
 - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
 - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令
 - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

また、廃棄物処理法第12条の2第2項の規定による同法施行規則第8条の13(特別管理産業廃棄物保管基準)及び川崎市「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正管理の手引き」(平成29年10月)に基づき、工事完了時にPCB管理責任者にて保管する。

なお、PCBの取扱いについては、別途指示がない場合は以下による。

 - ・トランス、コンデンサ：ラベルを添付し、掲示板と共に引渡す
 - ・照明器具の安定器：密封できる容器に入れ、ラベルを添付し、掲示板と共に引渡す。

※ラベルおよび掲示板の製品は(社)日本電気協会および地方電気協会にて販売
- 8 ニッカド電池等については、「電気編 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項 第3節 工事現場管理 1.1 発生材の処理等」を参照。

境界杭、測量杭等 (1. 3. 14)	設してはならない。
1. 20 電気等の料金	本設電気の受電後から工事目的物の引渡しまでの電気、上下水道等の使用料金は、引渡しの当日までに精算しておくこと。
1. 21 建設用資機材等の 運搬	工事施工に伴う土砂、工事用資材等（以下「土砂等」という。）を運搬するダンプトラック等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の(1)から(6)を遵守すること。また、下請業者に対しても十分な指導を行うこと。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 受注者は、土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年 法律第 131 号）」の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進し、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。 ※不表示車とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年 法律第 131 号）」第 4 条における表示義務違反車とする。
1. 22 特定自動車の規制 及びエコ運搬の実 施	1 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 条例第 35 号）に基づく特定自動車を使用する場合には、当該条例に適合若しくは猶予期間内の特定自動車であることを確認すること。 2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に規定するエコ運搬制度において、「エコ運搬制度取組実施の手引き」（環境局環境対策部大気環境課）に基づき、建設資材等の運搬車両を運行すること。 なお、次に掲げる環境配慮行動項目を優先して実施すること。 (1) エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。 (2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 12 年川崎市規則第 128 号）規則第 79 条の 2 第 2 号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。 (3) 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。
1. 23 パワハラ防止	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、下請業者及び関連業者の労働者等に対しても、就業環境が害されることがないように適切に対応を行うこと。

4 節 材料

1. 24
環境への配慮
(1. 4. 1)

各種工事の施工において、アスベストを原材料としていない建材を使用すること。なお、次表に掲げる建材その他監督員の指定する建材の材料検査時には、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」等を提出すること。

けい酸カルシウム板	窯業系サイディング	スレート波板
ロックウール吸音板	スラグ石膏板	住宅屋根用化粧スレート
石膏板(ボード)	パルプセメント板	ソフト巾木
ビニル床タイル	押出成形セメント板	接着剤
フロア材	スレートボード	再生碎石

1. 25
材料の品質等
(1. 4. 2)

J I S 製品のあるものについては、それを優先すること。

1. 26
地盤改良土等の土
質試験

山留め(SMW 等)や地盤改良、舗装等の工事及び改良土の再利用においてセメント及びセメント系固化材を使用した場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により土質試験を実施し、土壤環境基準以下であることを確認すること。

5 節 施工

1. 27
技能士
(1. 5. 2)

適用する技能検定の職種及び作業の種別は、コンクリート圧送施工及びコンクリート圧送作業とする。

1. 28
化学物質の
室内濃度測定
(1. 5. 9)

- 1 施工中の対策としては、接着剤や塗装剤等の使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間の確保に努めること。また、施工時の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図るものとする。
- 2 施工完了後の測定及び対策については、施工が完了し、引渡しをするまでの間、「室内空気中の化学物質の測定マニュアル」(川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)に基づいて化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省の定める指針値以下となるよう換気の繰返し等による放散の促進を行うこと。

6 節 工事検査及び技術検査

1. 29
工事検査
(1. 6. 1)

- 1 工事検査には、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)が必ず立ち会わなければならない。
- 2 工事検査時には、あらかじめ監督員に確認の上、別表 1 に掲げる書類を提出すること。
- 3 中間検査について、次の規定等に基づき実施する。
 - (1) 川崎市請負工事検査規程(昭和 43 年訓令第 5 号)
 - (2) 川崎市請負工事中間検査実施要領(財政局検査課)

7 節 完成図等

1. 30
引渡し

完成検査合格後の工事目的物引渡し時に、別表 2 に掲げる物品等を、事前に監督員の確認を受けた上、監督員が指定する方法で整理し引き渡すこと。

建築編 1 章 一般共通事項

1.1
関連工事との
取合い
(1.1.7)

関連工事との取合いは、設計図書の施工区分表によること。なお、施工区分表に記載されていない工事については、監督員の確認を受けること。

2 章 仮設工事

2.1
足場、その他
(2.2.4)

- 1 工事で設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合すること。
- 2 足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)「手すり据置き方式」又は(2)「手すり先行専用足場方式」により行うこと。
- 3 工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。
- 4 敷地周辺に高さ3mの万能鋼板塀を設置し、出入口には幅6m×高さ4.5m程度の扉(シートゲート)を設置すること。
- 5 本工事で定置する仮設道路、足場及び栈橋等は、別契約の関連工事受注者に無償にて使用させること。

2.2
表示板の設置
(2.3.1)

工事現場に掲示する表示板は、別記8により作成し、監督員の指示により設置すること。

2.3
工事機械器具

工事機械器具は、故障、危険等のないよう常に手入れする。特に、電気使用において危険度の高い移動用工事器具類には、原則として、漏電遮断器を使用する。

3 章 土工事

2 節 根切り等

3.1
汚水の流出防止

掘削による湧水等、工事で発生する汚水については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく「開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針」(平成12年川崎市告示第602号)により適正に処理すること。

3.2
山留め工事等施
工計画概要書

受注者は、次に示す(1)・(2)の敷地(区域)において、次に示す①・②の根切・山留め工事を実施する場合、「川崎市山留め工事等の計画等に係る報告に関する要綱」に基づき、山留め工事等施工計画概要書の提出を行うこと。

- (1) 川崎市又は指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた建築物、工作物の敷地
 - (2) 都市計画法に基づく開発許可を受けた開発区域、又は宅地造成等規制法に基づく宅地造成宅地造成に関する工事の許可を受けた区域
- ①工事着手前の敷地(区域)内の地面の高低差が3mを超える敷地(区

- 域) において行う深さ 3 m を超える根切り工事
- ② 工事着手前の敷地 (区域) 内の地面の高低差が 3 m を超える敷地 (区域) において行う高さ 3 m を超える根切り工事

4 章 地業工事

6 節 砂利、砂、捨コンクリート地業等

4.1
材料
(4.6.2)

砂利は、再生クラッシュランとし、最大粒径は 40 mm 程度とすること。

5 章 鉄筋工事

3 節 加工及び組立

5.1
鉄筋の清掃

- 鉄筋は組立てに先立ち、浮きさび、油類、塗料、ごみその他コンクリートの付着力を減らすおそれがあると認められるものは除去すること。
- 鉄筋の組立てからコンクリート打ちまで長時間を経過した場合は、コンクリートの打ち込みに先立ち再検査し、必要に応じて清掃すること。

4 節 ガス圧接継手

5.2
圧接完了後の試験
(5.4.10)

圧接完了後の抜取り試験は、超音波探傷試験による。

6 章 コンクリート工事

3 節 コンクリートの材料及び調合

6.1
セメント
(6.3.1)

早強ポルトランドセメントを使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

6.2
骨材
(6.3.1)

高炉スラグ粗骨材を用いる場合は、監督員の承諾を受けること。

6.3
調合管理強度
(6.3.2)
(6.3.2 表)

構造体強度補正值 (S) は次による。
(1) 普通ポルトランドセメントの場合

コンクリートの打設時期	2/6～12/3	12/4～2/5
コンクリートの打ち込みから 28 日後までの期間の予想平均気温 θ の範囲 (°C)	$8 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 8$
構造体強度補正值 (S) (N/mm ²)	3 (暑中は除く)	6

6.4
水セメント比
(6.3.2)

(2) その他のセメントについては、監督員の指示による。

住棟に使用する普通コンクリートの水セメント比は、55%以下とすること。

5 節 コンクリートの品質管理

6.5
品質管理一般
(6.5.1)

コンクリートの単位水量の測定は、延べ床面積 1,500 m²程度以上の新築工事で、150m³ に 1 回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。

単位水量の管理目標値は次の通り。

- (1) 測定した単位水量が計画調合書の設計値±15 k g / m³ の範囲にある場合はそのまま施工する。
- (2) 測定した単位水量が、設計値±15 を超え±20 k g / m³ の範囲にある場合は、水量変動の原因調査・生コン製造者に改善指示、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15 k g / m³ 以内で安定するまで、運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。
- (3) 設計値±20 k g / m³ を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因調査・生コン製造者に改善指示、その後の全運搬車の測定を行い、設計値±20 k g / m³ 以内であることを確認。更に設計値±15 k g / m³ 以内で安定するまで、運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。
- (4) (3) の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認すること。
- (5) 測定方法については、監督員と協議のうえ、決定する。

6.6
コンクリートの
耐久性確保
(6.5.4)

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の(1)から(3)の対策の中のいずれか一つについて確認しなければならない。

- (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1 m³に含まれるアルカリ総量を Na₂O 換算で 3.0kg 以下にする。

- (2) 抑制効果のある混合セメントの使用

JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

- (3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験^(※) (化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

※ 試験方法は、JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) または JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) によること。

8 節 型枠

6.7
材料
(6.8.2)

せき板は、複合合板を使用すること。なお、鋼板パネル等を使用する場合は監督員の承諾を受けること。

6.8
コンクリート
強度試験
(6.9.3)

9 節 試験等

コンクリート強度試験は、原則として公的試験機関または工業標準化法に基づく試験所認定制度（JNLA）による登録試験所、（公財）日本適合性認定協会（JAB）による認定試験所等において実施すること。
なお、これら以外で試験を実施する場合は、監督員の承諾を受けること。

6.9
一般事項
(6.12.1)

12 節 暑中コンクリート

日平均気温の平年値が 25℃を超える期間は 7/6～9/12 とする。

6.10
調合
(6.12.2)

暑中におけるコンクリート構造体強度補正值（S）は、6 N/mm²とする。

6.11
品質
(6.16.2)

16 節 高強度コンクリート

水セメント比は 50%以下とし、単位セメント量は、ワーカビリティが確保でき、水和熱が抑えられるようできるだけ小さな値とする。

9 章 防水工事

9.1
保証期間

1 節 共通事項

新築及び全面防水改修工事における、アスファルト防水、シート防水、ケイ酸質系塗布防水及びウレタン塗膜防水の保証期間は 10 年、モルタル防水の保証期間は 5 年とする。

契約不適合責任期間に限らず、保証期間中に施工上の過失の類等により雨漏り事故が生じた場合は、無償にて補修復旧をする。

11.1
タイルの形状
(11.1.2)

11 章 タイル工事

1 節 共通事項

端部等には、面取りをしたものを使用すること。

11.2
内壁タイル張り
(11.3.2)
(11.3.3)

3 節 有機系接着剤によるタイル張り

内壁の壁タイル張りの工法は、「接着剤による陶磁器質タイル張り」とすること。

12 章 木工事

1 節 一般事項

- 12.1
基本要品質
(12.1.2)
- 「川崎市公共建築物等における木材利用促進に関する方針（平成 26 年 10 月）」に基づき、神奈川県産材をはじめとする国産材の利用に努めること。
- 12.2
木材の寸法
(12.1.3)
- 図面記入寸法は全て仕上寸法とすること。
- 12.3
下地補強
- 洗面器、ペーパーホルダー、手摺等の下地補強を行うこと。
- 12.4
木材
(12.2.1)
- 工場等で塗装された木材を内装仕上げ材として使用する場合は、その塗料は原則としてホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆（JIS）若しくは共通仕様書 12.2.1 (1) (ウ) (b) とすること。
- 12.6
防蟻処理
(12.3.1)
- 非有機リン系の薬剤を使用して防蟻処理をすること。

14 章 金属工事

- 14.1
バルコニー間仕切
- 枠はアルミ製、隔板は厚 5mm ケイ酸カルシウム板を使用し、隔板には避難の表示をすること。
- 14.2
上下避難口
- 避難口のハッチはステンレス製、格納する金属製避難はしごは消防法第 21 条の 9 の規定による「国家検定合格」の表示のあるものとし、コンクリート打設時に同時打込みとすること。
- 14.3
物干し金物
- 材質はアルミ製、天井からの吊り下げ型で、高さの調節ができるタイプ（2 段階調節タイプ）を使用すること。なお、車いす使用者向け住宅の場合は、壁付型のタイプを使用すること。
- 14.4
カーテンレール
- 材質及び形状は、ステンレス製 C 型とする。

15 章 左官工事

2 節 下地

- 15.1
材料
(15.2.2)
- セメントは J I S 規格品とすること。

3 節 モルタル塗り

15.2
防水剤

防水モルタルに混入する防水剤は J I S A 1 4 0 4 の規格品とし、防水剤を選定する際には監督員の確認を受けること。

6 節 仕上塗材仕上げ

15.3
材料
(15.6.2)

ケイ酸質系複層仕上塗材 (Si) の仕上げの工程は凹凸模様仕上げとする。
防水形複層塗材 E は「標仕」表 15.6.1 により、仕上げの形状は凹凸模様、上塗材は水系アクリルのつやありとする。

16 章 建具工事

1 節 共通事項

16.1
基本要求品質
(16.1.2)

金属製建具、木製建具及び建具用金物は共通仕様書「機材の品質・性能基準」の基準以上の性能を有するものとする。

2 節 アルミニウム製建具

16.2
網戸
(16.2.3)

引違いアルミサッシ用の網戸は、サッシ製造所の仕様とし、J I S A 4 7 0 9 (サッシ用網戸) に準じた製品とすること。

7 節 木製建具

16.3
量産ふすま
(16.7.2)

ダンボール製ふすまとし、アルミ箔防災材を挿入すること。なお、片開きふすまの吊り元については、鉄芯とダンボール芯を全面接着すること。

8 節 建具用金物

16.4
材質、形状及び寸法
(16.8.2)

各住戸玄関扉に使用する錠、シリンダー及びサムターンは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が防犯性能の高い建物部品として目録に掲載した製品（共通標章「CP マーク」及び「BL-bs マーク」の表示があるもの）を用いること。
また、サムターン回し防止を設置する場合は、高齢者の使い易いものとする。

18 章 塗装工事

1 節 共通事項

18.1
施工管理
(18.1.6)

住戸内で塗装工事を行う場合には、ホルムアルデヒド等の化学物質の希釈を促進させるよう、外気を取り入れた換気を十分行うよう努めること。

19 章 内装工事

2 節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム系タイル張り

19.1

発泡層があるビニル床シートの種別は 2 種、発泡層のないビニル床シートの

ビニル床シート
(19.2.2)

種別は4種とする。

19.2
材料
(19.7.2)

7 節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り

壁及び天井に用いるせっこうボードはJIS規格品とし準不燃材料以上とする。

20 章 ユニット及びその他工事

2 節 ユニット工事等

20.1
一般事項
(20.2.1)

部品ユニットは、共通仕様書「機材の品質・性能基準」の基準以上の性能を有するものとする。

20.2
浴室ユニット
(20.2.17)

浴槽が交換可能なものとする。

22 章 舗装工事

3 節 路盤

22.1
材料
(22.3.3)

砂利は、再生クラッシャーランとし、最大粒径は40mm程度とすること。

4 節 アスファルト舗装

22.2
試験
(22.4.6)

アスファルトの切取り試験は、舗装面積500㎡以上の工事を対象とする。

電気編

第 1 編 一般共通事項

第 1 章 一般事項

第 3 節 工事現場管理

1.1
発生材の処理等
(1.3.9)

蛍光管・水銀灯などの管球はリサイクル処分とする

処分する安定器についてはその型番を記録に残し、PCB含有の有無を確認し報告書を提出すること。含有していることが判明した場合は速やかに監督員に連絡すること。

イオン化式感知器は煙検出用として放射性物質を使用しているため、製造会社に返却し、引取りメーカー名・日付・工事名称・電池種類・数量等を記載した覚書き（受領証）等を用意し完成図書に綴じること。

小型充電式電池については、電池メーカーや機器メーカーなどの回収制度を利用し、上記同様の覚書き（受領証）等を用意し完成図書に綴じること。また、メーカーによる回収制度を受けられない電池であっても、JBRCの会員企業の製品についてはJBRCを利用し、運送伝票の発送者欄に工事名称・電池種類・数量等を記載し、そのコピーを完成図書に綴じること。

アスファルトやコンクリートガラ等（コア抜きガラ含む）の処分は「建築リサイクル法」に基づき指定工場でリサイクル処分とすること。

コア抜き作業で発生したノロ水については中性化し処分すること。

発生材の運搬について、中間処理業者までの運搬を自社運搬でおこなった場合には、マニフェストのB1票およびC2票のコピーについても完成図書に綴じる必要があるので注意すること。

第 2 章 共通工事

第 7 節 塗装工事

1.2
一般事項
(2.7.1)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、接着剤・塗装等に関しては製造業者等からSDSを入手し完成図書に綴じること。

第 2 編 電力設備工事

第 2 章 施工

第 2 節 金属管配線

2.1
プルボックス
(2.2.8)

プルボックスふた部には、「電灯」「動力」「弱電」など用途がわかるよう表示すること。

2.2

通線を行わない長さ1m以上の管路には、地中配線にあつてはEM-IE2.0mm

通線
(2.2.9.(3))

以上を、その他にあつては EM-IE1.6 mm以上を挿入すること。

第 3 節 合成樹脂管配線 (P F 管、C D 管)

2.3
隠ぺい配管の敷
設
(2.3.3)

コンクリート埋込みとなる管の鉄筋への結束に用いるバインド線はビニール被ふくバインド線とする。

第 8 節 金属線ぴ配線

2.4
線ぴの敷設
(2.8.3)

地震等で蓋が落下する危険性があるので、天井面のメタルモール施工は原則行わないこと。また、床面の露出配管はメタルモールではなくメタルワイプロとすること。

第 10 節 ケーブル配線

2.5
垂直ケーブル配
線
(2.10.4.8)

分岐付き幹線ケーブルの垂直配線は吊金具を用いて敷設するが、吊下げ後は速やかにケーブルを各階にて固定すること。

第 12 節 地中配線

2.6
管路等の敷設
(2.12.4)
地中から地上へ
の配管の立上げ

地中配線に埋設シート等を設ける場合は、高圧用・低圧用・通信用（すべて 2 倍折シート）とする。

地上部に設置する埋設標は、建物への引込口及び送出し口・地中線路の屈折箇所・ハンドホール前後に設置する。直線部分は 3 0 m ごとに 1 個、3 0 m に満たない場合は中央付近に 1 個設置する。

地中から地上への配管立上り部の施工は、波付硬質合成樹脂管を地上に立上げて厚鋼電線管 (G 管) と異形接続する (G 管を地中に入れない)。その接続部分全体が隠れるように根巻コンクリートにて保護し、コンクリート天端を水勾配がつくように仕上げ、管際をシール処理すること。

ハンドホール内配線は余長を見込むこと。

第 13 節 接地

2.7
A・B・C・D 種接地
工事で使用する
接地極について
(2.13.10)
(2.13.11)

A 種・C 種接地工事 (10 Ω) 900mm×900mm×1.5t、接地銅棒 14 φ 1500mm- 3 本。
B 種接地工事 (※ Ω) 600mm×600mm×1.5t、接地銅棒 14 φ 1500mm- 2 本。

※別途東京電力 (株) と協議を行い、「推奨定格遮断電流及び B 種接地抵抗値についての計算」による接地抵抗値以下とする。

D 種接地工事・測定用接地 (100 Ω) 接地銅棒 14 φ × 1500mm- 1 本。

接地抵抗値は季節や地下水位・埋戻土の締固め等によって変化するため、特に A 種接地工事に関しては施工後 2、3 回測定しておくことが望ましい。

第 14 節 電灯設備

2.8.1
機器の取付け
及び接続
(2.14.3)

住戸内に取付けるワイド型スイッチについては、組み合わせによらず全てネームなしハンドルを使用し、テプラ等で対応する名称を貼ること。(玄関照明、棚下灯、トイレ換気扇等) ネームハンドルは使用しない。ネームハンドルの文字枠では文字が小さ過ぎて高齢の居住者には見え辛いための措置であるので、テプラ等の文字は大きめにすること。

分電盤等の図面ホルダはA4サイズとし、幹線系統図(幹線の取り出し先がわかるもの)、接続図、絶縁抵抗測定表及び接地抵抗測定表をハードタイプのカードケースに入れ備えること。なお、1枚のカードケースに入れることのできる試験成績表等は裏表の2枚とする。

第 15 節 動力設備

2.9
機器の取付け
及び接続
(2.15.3)

- 1 制御盤の図面ホルダはA4サイズとし、幹線系統図(幹線の取り出し先がわかるもの)、接続図、絶縁抵抗測定表(相回転記載のもの)及び接地抵抗測定表をハードタイプのカードケースに入れ備えること。なお、1枚のカードケースに入れることのできる試験成績表等は裏表の2枚とする。
- 2 蓄電池には、設置年月及び推奨交換時期を表示すること。

第6編 通信・情報設備工事

第1章 機材

第 11 節 テレビ共同受信装置

6.1
機器
(1.11.2)

アンテナ、分岐器、分配器、混合器、直列ユニット、テレビ端子、ブースターは原則として、BL認定品を使用すること。また、アンテナ及びアンテナマストはSUS製を使用すること。

第 16 節 自動火災報知装置

6.2
受信機
(1.16.2.(1)(オ))

予備電源は、密閉形蓄電池とし、自動的に充電するものとする。また、その容量は非常電源を兼ねるものとする。なお、蓄電池には、設置年月及び推奨交換年月を表示すること。

機械編

第2編 共通工事

第1章 一般事項

2.1.1
規格等引用規格
(1.1.1)

給水装置に使用するものは、「給水装置設計施工指針（最新版）」（上下水道局）（以下、「給水指針」という。）によること。また、共通仕様書と異なる記述がある場合には、給水指針を優先すること。

排水設備に関するものは、「排水設備必携（最新版）」（上下水道局）（以下、「排水必携」という。）によること。また、共通仕様書と異なる記述がある場合には、排水必携を優先すること。

第2章 配管工事

2.2.1
配管材料
給水、給湯、消火
及び住戸内暖房
用
(2.1.2.5)

消火設備に使用する消火管及び継手は、消防法施行規則に定められたもの及び日本消防設備安全センターの性能評定合格品とすること。

2.2.2 配管付属品
フレキシブルジョイント
(2.2.9)
ベローズ形
(2.2.9.1)

(イ)水用

呼び径 200 以上は 1,000mm 以上とするが、これ以外の長さを使用する場合は、監督員の承諾を得ること。

合成ゴム製
(水用)
(2.2.9.2)

呼び径 100 以上は 700mm 以上とするが、これ以外の長さを使用する場合は、監督員の承諾を得ること。

スリーブ
(2.2.27)

紙製仮枠を使用する場合には、監督員の承諾を得ること。また、紙製仮枠は配管前に取り除くこと。

第5編 給排水衛生設備工事

第1章 機材

2.5.5
消火機器
一般事項
(1.5.1)

屋内消火栓箱、易操作性 1 号消火栓箱、屋内 2 号消火栓箱、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱及び屋外消火栓ホース格納箱の形状、寸法その他は、「消防用設備等の設置に関する取扱い等について」（川崎市消防局）によること。

2.5.8
柵及びふた
一般事項

鋳鉄製品の材質、塗装については、共通仕様書を適用せず、給水指針によること。

(1. 8. 1)

第 9 編 昇降機設備工事

第 7 章 住宅用エレベーター

9. 7. 2 住宅用マシンルームレス型エレベーター基本仕様
(7. 2. 2)

(17) かご

(vi) かごの敷居

材質は、ステンレス製(SUS403 以上の耐食性能を有するもの)とする。

(18) 乗場

(ハ) 乗場の敷居

材質は、ステンレス製(SUS403 以上の耐食性能を有するもの)とする。

別表1 工事関係書類【1.6 工事関係書類の提出】

【契約～着手前】

チェック欄 電子 紙		書 類 名 称	書 式	提出時期	電子 提出	電子 納品	備 考
□	□	建設リサイクル法 第12条の書面 (説明書、分別解体等の計画等)	【市HP:その他各種届出・認定等】 川崎市様式	契約前	可	-	・建設リサイクル法対象の場合。
□	□	建設リサイクル法 第13条の書面 (解体方法、費用、再資源化等)	【市HP:その他各種届出・認定等】 川崎市様式	契約の2日前	可	-	・建設リサイクル法対象の場合。 ・指定工場・指定施設を記載すること。 ・記載のない業者への処分には契約変更が必要なので注意。
□	□	工事請負契約書(写し)		契約後	可	-	
□	□	契約保証証券＋約款 (原本)		契約後	可	-	・約款第4条に掲げる保証を証明するもの。
	□	各種保険証券＋約款(提示)		契約後	-	-	・設計図書の定めにより、火災保険、建設工事保険、土木工事保険、貨物運 送保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険契約を締結 したときは、その証券又はこれに代わるものを提示。
□	□	・前払金保証証券＋約款 (原本) ・請求書・支払金口座振替依頼書		前払金請求時	可	-	・前払い金適用時のみ提出。電子の場合は指定サイトからダウンロード ・請求書が紙の場合は契約印を押印。 ・電子(メール)提出の場合は押印なし、メール送信日＝請求日 ※電子(メール)提出の場合は請求書の日付がメール送信日であること
□	□	中間前払金の選択に係る届出書	【市HP:入札情報かわさき】 中間前払金取扱要綱(第1号様式)	前払金請求時	可	-	・工期が2か月以上ある場合。
□	□	特別管理産業廃棄物管理責任者 修了証		契約締結直後	可	-	・必要に応じ提出
□	□	特定建設作業実施届出書		契約後	可	-	・必要に応じ提出
□	□	事前調査結果の説明資料		契約後	可	-	・特定粉じん搬出等作業を伴う建設工事(特定工事)に関する事前調査結果 の説明「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイド ライン」
□	□	工事着手届	【市HP:入札情報かわさき】 契約規則(第14号様式)	契約後7日以内 かつ着手期限内	可	-	
□	□	現場代理人・主任技術者等設置(変 更)届	【市HP:入札情報かわさき】 契約規則(第18号様式)	契約後 7日以内	可	-	・落札決定までに提出した配置予定技術者届(資格者証等の添付書類を含 む)の写しを添付。
□	□	全体工程表	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	契約後 7日以内	可	-	・マスター工程表(ただし、工期30日以内は省略可) ・用紙サイズはA4を原則とする。 ・現場代理人名、提出日記載
□	□	CORINS登録内容確認書(受注時)		契約後 10日以内 (土日祝日除く)	可	-	・契約金額(税込)が500万円以上の場合。 ・監督員にデータの確認を受けた後、登録を行う。
□	□	建設業退職金共済証紙購入状況報 告書又は建設業退職金共済証紙購 入状況報告書未提出等理由書	【市HP:入札情報かわさき】 建設業退職金共済の履行確保に関 する取扱要綱(第1号様式又は第2 号様式)	契約後 1か月以内	可	-	・電子提出は掛金収納書の貼付がないときに限る。
□	□	山留め工事等施工計画概要書	【市HP:建築確認・検査・許可・認定 等】	現場開始3日前	-	-	・現場開始3日前までにまちづくり局建築審査課に提出。 【川崎市山留め工事等の計画等に係る報告に関する要綱】
□	□	土砂等運搬協議書	【市HP:土砂等運搬協議要綱】 (第1号様式)	運搬量確定次第 速やかに	-	-	・総合調整条例案件で総量500m3以上の土砂等を運搬するとき。
□	□	休日取得計画・実績書	【市HP:事業者・就労支援情報】 (様式1)	現場開始前 及び 翌月7日まで	可	-	・週休二日制モデル工事の対象工事。 ・計画を変更する場合は、当該月の前月末日までに提出すること。
□	□	再生資源利用計画書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 (第5号様式)	契約後	可	-	・次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事。 1.土砂…500m3以上、2.碎石…500t以上、3.加熱アスファルト混合物…200t以 上
□	□	再生資源利用促進計画書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 (第6号様式)	契約後	可	-	・次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬出する建設工事。 1.土砂…500m3以上、2.コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生 木材…合計200t以上
□	□	電子納品事前協議チェックシート	【市HP:川崎市電子納品要領】 電子納品ガイドライン(建築編・建築 設備編)(別紙3)	契約後 速やかに協議	可	○	・完成時の電子納品について監督員と協議。

【着手後～完成前】

チェック欄 電子 紙		書 類 名 称	書 式	提出時期	電子 提出	電子 納品	備 考
□	□	工事工程表(管理用) (月間、週間、工種別工程表など)		前月(週)末	可	-	・他工事(工種間)調整を十分行い作成すること。 ・各種イベント日程、承諾期限等。
□	□	施工体制台帳	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	下請契約締結時	可	-	・下請契約を締結する場合、請負金額にかかわらず必要。 ・添付書類含む。(契約書面は金入りであること) ・社会保険等未加入の下請負人は不可。
□	□	施工体系図	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	施工体制台帳と同 時	可	-	・現場内及び公衆が見られるところに設置。
□	□	緊急時連絡先届 (緊急連絡先一覧表)	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	長期休業前 (約2週間前)	可	-	・年末年始、GW、夏期休暇等現場が長期休暇になる場合。
□	□	総合施工計画書		工事着手前	可	-	・現場代理人、監理(主任)技術者名、提出日記載 ・紙の場合承諾後写しを監督員へ提出(電子データ可)
□	□	工種別施工計画書・要領書等		各種施工前	可	-	・現場代理人、監理(主任)技術者名、提出日記載 ・紙の場合承諾後写しを監督員へ提出(電子データ可)
		工事概要書		施工計画書に含む			・建物概要 工事内容 工事金額 工事期間 受注者名 現場代理人名 ほか
		仮設計画書					・足場等(範囲 種類 固定箇所 シート等安全対策 ほか)
		現場組織表					・指示系統が分かる表を作成する。

チェック欄 電子 紙		書 類 名 称	書 式	提出時期	電子 提出	電子 納品	備 考
		緊急連絡体制	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 安全関係書類				・病院、警察、その他関係諸官庁及び各職方等。 ・現場にも掲示すること。
		主要資材(機器及び材料)					・製品名、規格、メーカー、代理店、担当者等を一覧にする。 ・仕様、品質、換算値等(配合計画、カタログ等)
		施工管理					・施工方法、管理基準、検査・試験方法、記録方法等。 ・材料の養生、搬入方法、経路等。
		稼働計画・試運転計画等					・必要に応じ作成。
		安全管理					・墜落、重機、第三者への災害等の安全対策、災害時の対策、新規入場者教育等の計画。
□	□	廃棄物処分計画		工事着手前	可	-	・現場代理人、監理(主任)技術者名、提出日記載。 ・紙の場合承諾後写しを監督員へ提出。(電子データ可) ・マニフェストのフローが分かる図、現場内の集積方法。
		産業廃棄物処理委託契約書(写し) (集積運搬及び処分)					・契約業者すべて入れる。業者を追加する時は監督員と協議し、判断を仰ぐ。
		契約業者の許可書(写し) (集積運搬及び処分)					・契約業者すべての写し。
		収集運搬車両関係書類					・登録車両一覧及び車検証の写しを添付。
		運搬経路図					・最終処分場までのルートを示す。
□	□	中間処理施設、最終処分場に関する 現地確認写真(カラー)		施工中	可	-	
□	□	安全関係書類	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 安全関係書類	現場備付 (適宜確認します)	-	-	「組織表」「新規入場者教育報告書」「安全教育実施記録」「安全パトロール、KY活動記録」「災害防止協議会活動記録」「使用機械、車両等点検整備記録」「足場、支保工点検記録」
□	□	浮島指定処分地建設発生土発券依頼書等	【市HP:浮島指定処分地建設発生土 受入要綱等】	施工前	可	-	・添付書類を含む。(土砂検定試験結果表は原本) ・R3.3.1以降は電子化
□	□	施工図等		施工前	可	-	・施工図、現寸図、工作図、製作図等、施工のための詳細図。 ・紙の場合承諾後写しを監督員へ提出。(電子データ可) ・必要に応じ、仮設工事についても作成し、仮設数量の算出を行う。
□	□	材料搬入報告書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	施工後	可	-	・現場代理人名、提出日記載 ・換算値を踏まえ設計数量を参考に搬入数量を確認する。
□	□	材料出荷証明(納品書)		施工後	可	-	・材料搬入報告書と整合すること。 ・原本提出(元々データ発行の場合データ提出でよい)
□	□	材料品質証明書類		施工前	可	-	・コンクリート(配合報告書)、鉄筋(JIS規格証明)、鉄骨(鋼材の規格証明書)、建具の性能を証明する資料、JISによる品質、性能を証明する資料、材料安全データシート(SDS)、揮発性有機化合物データシート等。
□	□	工事施工報告書等	任意。【市HP】まちづくり局指導部 施工結果報告書 準用可	施工後	可	-	・地業(杭)工事施工報告書、コンクリート工事打設報告書、鉄骨工事建方検査報告書等。
□	□	工事写真		随時	可	-	
□	□	工事報告書又は工事監理報告書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	月(週)初め	可	-	・現場代理人、監理技術者名、提出日記載。 ・工事経過を記載(月間又は週間単位とし、定点撮影写真添付)
	□	指示書、協議書		打合せ後	-	-	・承諾・了承には押印が必要。
□	□	工事打合せ議事録	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	打合せ後	可	-	・定例会議議事録含む。
□	□	官公庁各種届出書(写し)		届出後	可	-	・道路占用許可、道路使用許可、水道、下水道、東京電力、NTT、消防、その他の機関など受注者による届出を行ったもの。
	□	週休2日制確保モデル工事変更届	【市HP:事業者・就労支援情報】 (様式2)	工期の1か月前 まで	-	-	・週休二日制モデル工事の対象工事において、とりやめる場合。 (実施要領:川崎市週休二日制確保モデル工事試行実施要領(建築工事編))
□	□	既済部分検査願		既済部分完成後	可	-	・既済支払い適用時のみ。 ・検査合格後に「請求書・支払金口座振替依頼書」を提出。
□	□	中間前払金認定請求書 及び工事履行報告書	【市HP:入札情報かわさき】 中間前払金取扱要綱(第2号様式 及び第3号様式)	中間前払金 要件成立後	可	-	・中間前払金適用時のみ。 ・認定後に「保証契約証書」、「請求書・支払金口座振替依頼書」を提出。
□	□	事故報告書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	事故発生後 至急	可	-	
□	□	設計図書の照査確認資料		随時	可	-	・現場との相違事実がある場合。
□	□	土砂等運搬完了報告書		作成次第	可	○	

【完成後】

チェック欄 電子 紙		書 類 名 称	書 式	提出時期	電子 提出	電子 納品	備 考
☐	☐	工事完成届	【市HP:入札情報かわさき】 契約規則(第11号様式)	完成後	可	-	
☐	☐	検査関係書類(写し)		完成時	可	-	・社内最終検査記録、工事検査記録等。
☐	☐	廃材・有価物集計表		完成後	可	-	・コンクリートガラ、木くず、鉄くず(有価材とそれ以外に分ける)など種別ごとに集計する。ただし、設備工事等において、品目数2以下でマニフェストにより容易に確認できる場合は省略できる。
☐	☐	マニフェストA、B2、D、E(写し)		完成後	可	-	・原本は受注者保管(検査時には提示)。 ・電子マニフェストの場合はPC画面で確認できれば紙不要。
☐	☐	再生資源利用実施書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 (第5号様式)	完成後	可	-	・最終契約金額が100万円(税込)以上の工事。
☐	☐	再生資源利用促進実施書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 (第6号様式)	完成後	可	-	・最終契約金額が100万円(税込)以上の工事。
☐	☐	建設リサイクル法第18条に基づく 再資源化等報告書	【市HP:その他各種届出・認定等】 任意様式	完成後	可	-	・リサイクル法対象工事のみ。再生資源利用実施書により兼ねることができる。(国の建リガイドライン)
☐	☐	建設発生土搬入完了届	【市HP:浮島指定処分地建設発生 土受入要綱等】	完成後	可	-	・未使用残土券は、裁断等にて処分すること。
☐	☐	建設業退職金共済証紙受払簿	【市HP:入札情報かわさき】 建設業退職金共済の履行確保に 関する取扱要領(第3号様式)	完成後	可	-	・この様式に替え、建設業退職金共済事業本部が規定する「共済証紙受払簿 (様式第41号)」によることもできる。
☐	☐	建設業退職金共済証紙 貼付実績報告書	【市HP:入札情報かわさき】 建設業退職金共済の履行確保に 関する取扱要領(第4号様式)	完成後	可	-	
☐	☐	CORINS登録内容確認書(完成時)		工事完成後 10日以内 (土日祝日除く)	可	-	・契約金額(税込)が500万円以上の場合。 ・監督員にデータの確認を受けた後、登録を行う。
☐	☐	工事引渡書	【市HP:入札情報かわさき】 契約規則(第17号様式)	検査合格時	可	-	
☐	☐	請求書・支払金口座振替依頼書		検査合格後	可	-	・紙の場合は契約印を押印。 ・電子(メール)提出の場合は押印なし、メール送信日=請求日 ※電子(メール)提出の場合は請求書の日付がメール送信日であること
☐	☐	請求書・支払金口座振替依頼書 (契約保証用)		検査合格後	可	-	・契約保証料を市へ納付した場合のみ適用。 ・紙の場合は契約印を押印。 ・電子(メール)提出の場合は押印なし、メール送信日=請求日 ※電子(メール)提出の場合は請求書の日付がメール送信日であること
☐	☐	完成図面	別記1による	○	○	○	・解体は埋設物位置図等を含む。 ・電子納品はCADデータを含む
☐	☐	施工図等		○	-	-	・工事中に提出し、監督員の承諾を得たもの。
☐	☐	施工業者組織表		○	○	-	・施工体系図でよい。

※部数は原則として1部とする。その他必要事項は監督員の指示による。

※電子契約のある場合の施工体制台帳の写しは「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」による。写しを電子データで提出する場合には、ガイドライン4. ①②は電子署名のあるデータによること。

※電子納品については「電子納品ガイドライン(建築編・建築設備編)」を参照。【市HP】川崎市電子納品要領

※原則として、最新の様式については、川崎市HP内での検索(検索ワード:設計・工事関連仕様書集 等)により取得すること。その他、必要に応じて監督員より、適宜、取得すること。

別表2 建築編①(建替工事) 引渡し物品等【1.32 引渡し】

物品等		納品		部数	備考
		管理用 CD	紙		
A:図面・図書類					
1	完成図面	○	—	1式	
2	引渡し書類等一覧表	○	○	1式	別記2(管理用ファイルの頭に綴じる)
B:維持管理に関する書類等					
1	鍵一覧表	○	○	1式	別記4(住戸玄関・共用)
2	共用鍵の設置場所を示す平面図	○	○		
3	工事関係者一覧表	○	○	1式	別記6
4	使用材料等一覧表	○	○		別記7
5	維持管理注意事項	○	—		
6	各種取扱い説明書	○	—		
7	保証書一覧表	○	○	1式	別記8
8	各種保証書	○	○	1式	原本1部(住管用)、他は写し
9	住宅瑕疵担保責任保険に関する書類(保険付保証書等)	—	○	1式	原本1部(住管用)、他は写し
10	入居者用 各種取扱い説明書	○	○	各住戸各1部	紙1部を各住戸のキッチンユニットの引出しに入れておくこと
11	管理用CD			2部	
12	管理用ファイル			2部	紙提出書類(A2、B1～4、B7～9)と、管理用CDをA4縦判ファイルに綴じる 原本1部(住管用)、他は写し
C:備品(鍵・予備品等)					
1	キーボックス			大1、小1個	
2	住戸玄関の鍵			各3本	鍵番号は監督員の指示による
3	集会所の鍵			3本	鍵番号は監督員の指示による
4	屋上点検口、受水槽門扉の鍵			3本	鍵番号(共通)は監督員の指示による
5	車止め、粗大ごみ置場の鍵			3本	鍵番号(共通)は監督員の指示による
6	エレベーターランクルームの鍵			3本	鍵番号(共通)は監督員の指示による
7	電気室、EPS、乗越防止柵の鍵			3本	鍵番号(共通)は監督員の指示による
8	盤の鍵			3本	鍵番号(共通)は監督員の指示による
9	その他 共用の鍵(倉庫等)			3本	団地内で共通にするか、C7の鍵と同一の番号にするか、市営住宅管理課と協議する
10	その他 操作用具等			各3本	
※指定がない場所(倉庫等)は団地内で共通となるよう市営住宅管理課と協議すること。					
※鍵の本数は、共通の鍵番号ごとに指定する数があればよい。					
例)「EPS×10箇所＝30本」ではなく、「EPS×10箇所＝同じ鍵→3本」					
D:その他					
1	電子納品対象図書電子データ(CD-R)			1(2)組	「川崎市電子納品要領」(川崎市)及び「電子納品ガイドライン」(川崎市まちづくり局)による。
2	工事写真及び竣工写真電子データ(CD-R等)			1組	別記1、別記3
3	公園の引継ぎ書類	(○)	—	(1式)	全景写真カラー3カット程度、保証書ほか「「都市計画法」及び「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づく公園協議の手引き」による
4	監督員の指示するもの				

※()内は、建設緑政局に移管する公園を整備する場合の数を示す。

別表2 建築編②(長寿命化工事) 引渡し物品等【1.32 引渡し】

物品等		納品		部数	備考
		管理用 CD	紙		
A:図面・図書類					
1	完成図面	○	—	1式	
2	引渡し書類等一覧表	○	○	1式	別記2(管理用ファイルの頭に綴じる)
B:維持管理に関する書類等					
1	鍵一覧表	○	○	1式	別記4(住戸玄関・(共用))
2	鍵受領書	(○)	(○)		別記5
3	工事関係者一覧表	○	○	1式	別記6
4	使用材料等一覧表	○	○		別記7
5	維持管理注意事項	○	—		
6	各種取扱い説明書	○	—		
7	保証書一覧表	○	○	1式	別記8
8	各種保証書	○	○	1式	原本1部(住管用)、他は写し
9	入居者用 各種取扱い説明書	○	○	各住戸各1部	紙1部を各住戸のキッチンユニットの引出しに入れておくこと
10	管理用CD			2部	
11	管理用ファイル			2部	紙提出書類(A2、B1～4、B7・8)と、管理用CDをA4縦判ファイルに綴じる 原本1部(住管用)、他は写し
C:備品(鍵・予備品等)					
1	住戸玄関の鍵			各3本	鍵番号は監督員の指示による
2	その他 操作用具等			(各3本)	
※指定がない場所(倉庫等)は団地内で共通となるよう市営住宅管理課と協議すること。					
※鍵の本数は、共通の鍵番号ごとに指定する数があればよい。					
例)「EPS×10箇所＝30本」ではなく、「EPS×10箇所＝同じ鍵→3本」					
D:その他					
1	電子納品対象図書電子データ(CD-R)			1組	「川崎市電子納品要領」(川崎市)及び「電子納品ガイドライン」(川崎市まちづくり局)による。
2	工事写真及び竣工写真電子データ(CD-R等)			1組	別記1、別記3
3	監督員の指示するもの				

※()内は、当該箇所を整備する場合を示す。

別表2 電気設備編【1.32 引渡し】

書類			納品		部数	備考
			管理用 CD	紙		
1	完成図	1 各階配線図				設計図を現場施工のとおり訂正すること。
		2 単線接続図 ^(注1)				
		3 系統図 ^(注1)				
		4 平面詳細図、配置図 ^(注1)				
		5 構内配線図 ^(注1)				
2	完成図書	1 施工者リスト ^(注1)	○	○	1式	
		2 メーカーリスト ^(注1)	○	○	1式	
		3 警報連絡先	○	○	1式	
		4 各種試験成績表	○	—	1式	
		5 官公署提出書類(控え、写し)	○	—	1式	
		6 機器完成図 ^(注1)	○	—	1式	
		7 機器試験成績表	○	—	1式	
		8 機器取扱説明書 ^(注1)	○	—	1式	
		9 完成図(1と同一の図面) ^(注1)	○	—	1式	
3	完成写真		○	—	1式	
4	作業日報		○	—	1式	
5	納品書		○	—	1式	
6	施工体制台帳 ^(注1)		○	—	1式	総則編1.6参照
7	産業廃棄物処理関連書類		○	—	1式	総則編1.19参照
8	材料搬入報告書		○	—	1式	
9	予備品リスト		○	○	1式	
10	保証書一覧表		○	○	1式	別記8
11	各種保証書		○	○	1式	原本1部(住管用)、他は写し
12	入居者用 各種取扱い説明書		○	○	各住戸各1部	紙1部を各住戸のキッチンユニットの引出しに入れておくこと
13	管理用CD				2部	
14	管理用ファイル				2部	紙提出書類(2-1～3, 9～12)と、管理用CDをA4縦判ファイルに綴じる 原本1部(住管用)、他は写し
15	予備品	鍵(名札付)			各3本	非常灯用リモコン 1個
		機器付属品			1式	
		予備品(ヒューズ、ランプ類)			1式	
		工具類(ハントホルフック等)			1式	
16	電子納品対象図書電子データ(CD-R)				1式	「川崎市電子納品要領」(川崎市)及び「電子納品ガイドライン」(川崎市まちづくり局)による。

注1 公園整備に限り、建設緑政局への引渡し資料として、該当資料を各1部ずつ追加する。

(「都市計画法」及び「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づく公園協議の手引き)による)

別表2 機械設備編【1.32 引渡し】

書類			納品		部数	備考
			管理用 CD	紙		
1	完成図書	1 施工者リスト	○	○		
		2 予備品リスト	○	○		
		3 メーカーリスト	○	○		
		4 警報連絡先	○	○		
		5 各種試験成績表	○	—		
		6 官公署提出書類一式	○	—		
		7 機器完成図	○	—		
		8 機器試験成績表	○	—		
		9 機器取扱説明書	○	—		
		10 完成図	○	—		
2	完成写真		○	—	1式	
3	作業日報		○	—	1式	
4	納品書		○	—	1式	
5	施工体制台帳		○	—	1式	総則編1.6参照
6	産業廃棄物処理関連書類		○	—	1式	総則編1.19参照
7	出荷証明書		○	—	1式	
8	材料搬入報告書		○	—	1式	
9	保証書一覧表		○	○	1式	別記8
10	各種保証書		○	○	1式	原本1部(住管用)、他は写し
11	入居者用 各種取扱い説明書		○	○	各住戸各1部	紙1部を各住戸のキッチンユニットの引出しに入れておくこと
12	管理用CD				2部	
13	管理用ファイル				2部	紙提出書類(2-1～4, 9～11)と、管理用CDをA4縦判ファイルに綴じる 原本1部(住管用)、他は写し
14	備品	鍵(名札付)			各3本	
		機器付属品			1式	
		予備品			1式	
		工具類			1式	
15	電子納品対象図書電子データ(CD-R)				1式	「川崎市電子納品要領」(川崎市)及び「電子納品ガイドライン」(川崎市まちづくり局)による。

公園整備に限り、建設緑政局への引渡し資料として、該当資料を各1部ずつ追加する。

(「都市計画法」及び「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づく公園協議の手引き)による)

別記 1 工事写真概要

総 則

工事着手前、着工当時の現況、工事の進行過程を写真等に撮影し、後日の検査及びその他の説明資料とするものである。

デジタルカメラの使用について

デジタルカメラを使用する場合の有効画素数は、100 万画素以上とすること。ただし、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保したものをを用いるものとする。

工事着手前写真

敷地現況などを監督員の指示により撮影すること。

工 程 写 真

各工程について、隠ぺいされる箇所を重点にし、撮影箇所（例：2 F 壁配筋 W=150 mm 9mm タテ・ヨコ@150 ダブル、巾止め@450）、工事件名、撮影年月日、施工業者名簿を記入した黒板（400 mm×600 mm 程度）、テープ、スタッフ等を用いて撮影すること。

なお、別表 1（【着手後～完成前】）の工事写真については、工事報告書を提出した月の主要な工事における工事写真のほか、工事現場全景写真を添付すること。

工事別	撮 影 箇 所	撮 影 要 点
仮設工事	・ 仮設道路 ・ 養生シート、足場、防護柵等 ・ 仮設建物及び諸施設 ・ 水盛やり方 ・ 各種試験資料	・ 布設材、布設厚さ、範囲 ・ 特に短期間設置のもの、架設完了時、架設時（手摺先行であることが判別できること） ・ 設置完了時 ・ 架設完了時 ・ 試験片採取状況等
杭工事	・ 既製杭 ・ 現場造成杭 ・ 杭芯 ・ 完了状況	・ 製造年月日、径、長さ、建込状況、継杭の場合は溶接状況、杭頭補強の状態など ・ 鉄筋かご径、配筋、長さ（特に継ぎ手長さ及び建込）、ケーシング径及び長さ、検尺、コンクリート打設作業、スランプ、空気量測定等 ・ ずれのある箇所 ・ 施工した全ての杭の全景

工事別	撮 影 箇 所	撮 影 要 点
土工事	・ 矢板 ・ 根切 ・ 障害物 ・ 碎石地業 ・ 整地及び砂、土間防湿シート敷	・ 使用状況 ・ 完了時の深さ、幅 ・ 大きさがわかる状況 ・ 幅、厚さ、完了状況 ・ 整地、転圧、及び敷込み完了時の状況
鉄骨工事	・ アンカーボルト ・ 高力ボルト締め ・ トルク測定 ・ 現場溶接 ・ 柱脚 ・ 建て方	・ 長さ、径、固定状況、本数等 ・ 取付け、1次締め、マッキング、本締めの状況 ・ 試験実施状況、トルク値 ・ 溶接及び施工状況 ・ アンカーボルト締め付け状況 ・ 施工状況
鉄筋工事	・ 基礎 ・ 柱筋 ・ 地中梁、各階大梁、小梁 ・ 壁及び床 ・ 補強 ・ 圧接	・ 杭筋の定着、杭芯ズレの補強状況、かぶり厚さ等 ・ 基礎との取り合い、主筋の配筋と圧接状況、フープの間隔等 ・ 主筋の本数、スターラップの間隔、重ね継ぎ手及び圧接状況等 ・ 配筋間隔、重ね継ぎ手、定着長さ、幅止めの設置状況等 ・ スリーブ及び開口部などの補強状況等 ・ 超音波探傷試験の状況
コンクリート工事	・ 試験資料 ・ 躯体	・ テストピースの採取、スランプ、空気量測定等 ・ 地中部分の打ち上がり脱型状況、寸法、差し筋の状況等 ・ アンカーボルトの状況等
組積工事	・ コンクリートブロック	・ 配筋及びコンクリート又はモルタルの充てんの状況等 ・ 完了状況等

工事別	撮 影 箇 所	撮 影 要 点
木工事	・ 組立 ・ 各部下地	・ アンカーボルト締め付け、防腐材の塗布、継手加工、柱・間柱・根太などの間隔、金物の取付け等 ・ 取付け状況、間隔、材の断面寸法等
防水工事	—————	・ 材料及び施工状況（各工程毎）完了状況等 ・ 末端部の処理状況、ドレーン廻り状況等
タイル工事	—————	・ 施工状況等
建具・ガラス工事	・ 枠 ・ ガラス	・ 建て込み、アンカーの状況等 ・ 網入りガラスの周辺防錆処理状況等
金属工事	・ 取付け	・ アンカーの状態、天井下地の組立状況、改め口下地補強等
内装工事	・ 下地	・ 下地組立状況等
部品・その他工事	・ 浴室ユニット	・ 各施工状況ごと （設置前、床パネル設置、壁パネル組立、手すりの補強、取り付けなど）

別記 2

引 渡 し 書 類 等 一 覧 表	
団 地 名	
場 所	
引受側立会者	(市営住宅管理課) 氏 名
引継側立会者 (市)	(市営住宅建替推進課) 氏 名
引継側立会者 (受注者)	

上記工事が完成したので、工事目的物及び関係書類等の確認、引継ぎを行いました。

No.	引渡し書類名	総部数	内 訳		
			住管	公社	
0	引渡し書類等一覧表	2	1	1	
1	鍵一覧表	2	1	1	
2	鍵受領書 (長寿命化工事のみ)	2	1	1	
3	共用鍵の設置場所を示す平面図 (建替工事のみ)	2	1	1	
4	工事関係者一覧表	2	1	1	
5	使用材料等一覧表	2	1	1	
6	保証書一覧表	2	1	1	
7	各種保証書	2	1 (原本)	1 (コピー)	
8	住宅瑕疵担保責任保険に関する書類 (建替工事のみ)	2	1 (原本)	1 (コピー)	
9	管理用 CD	2	1	1	
10	キーボックス	2 (大 1 ・ 小 1)	小 1	大 1	
11	住戸玄関の鍵 (建替工事のみ)	3	—	3	
12	共用部の鍵 (集会所以外、建替工事のみ)	3	2 (うち 自治会 1)	1	
13	集会所の鍵 (建替工事のみ)	3	3 (うち 自治会 3)	—	
14	予備品リスト	2	1	1	
15	機器付属品	1	1	—	
16	予備品	1	1	—	
17	工具類	1	1	—	
18	入居者用各種取扱い説明書	各住戸 各 1 部	—	—	

※住管…川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

※公社…川崎市住宅供給公社

別記3 竣工写真

提出方法

電子データで提出すること

竣工写真の
撮影箇所

撮影箇所は次のとおりとする。ただし、当該工事において対象となる工事が無い場合はこの限りでない。

【建替工事】

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 着手前の全景写真 | 1枚 |
| (2) 外観（各立面がわかる写真、枚数とすること。） | |
| (3) エントランス外部ースロープ | 1枚 |
| (4) エントランスーエレベーターホール | 1枚 |
| (5) 階段室 | 1枚 |
| (6) 屋上 | 1枚 |
| (7) 開放廊下 | 1枚 |
| (8) 開放廊下から住戸入口 | 1枚 |
| (9) 各住戸（型別供給ごとに撮影） | 各1枚 |

ア 玄関及び廊下

イ 台所及び食堂

ウ 台所

エ 全ての就寝室

オ 洗面所

カ 浴室

キ 便所

- (10) その他監督員の指示した箇所

【長寿命化工事】

- (1) 代表的な住戸の施工箇所（着手前・着手後）

（台所・便所・浴室等。監督員の指示した枚数）

別記 4

[illegible]

鍵 一 覧 表 （共用の鍵）									
団 地 名									
場 所									
施工業者									
下請業者									
No.	階数	設置場所	メーカー名	鍵番号	鍵の 総本数	内 訳			備考
						自治会	公社		
1	一	マスター							
2		屋上点検孔							
3		床下点検口							
4		受水槽門扉							
5		受水槽出入口							
6		車止め							
7		集会所							
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									

※公社・・・川崎市住宅供給公社

※No. は別紙平面図での鍵位置番号

別記5 鍵 受 領 書

川 崎 市 長 殿

下記の部屋の鍵を確かに受領いたしました。

建物名称	■■住宅■号棟
------	---------

部屋番号	鍵 番 号	本数
■■号室	■■	3

受 領 日	令和■■年■月■日
-------	-----------

ご入居者様	■■ ■■ 印
-------	---------

別記 6 工事関係者一覧表 書式(記載例)

工事件名 : ○○○○○○○○○○工事

工事場所 : 川崎市○○区○○○丁目○○番○

工 期 : 令和○年○月○日～令和○年○月○日

業 種	請負契約者名	住所及び電話番号	担 当
建 築 工 事			
畳 工 事			
電 気 設 備 工 事			
衛 生 設 備 工 事			
エレベータ設備工事			

別記 7 使用材料等一覧表 書式(記載例)

〇〇〇〇〇〇工事

(内訳書の順番に従い全ての項目について記入すること)

内訳番号	名 称	メーカー名及び電話番号	材料、品番、色番
7	防 水 工 事		
(1)	屋根露出アスファルト防水	〇〇〇(株) TEL (000) 2111	〇〇-3〇〇-W
(2)			
8			
(1)			
(2)			
(3)			
9			
(1)			
(2)			
10			
(1)			
(2)			
(3)			

別記 8 保証書一覧表 書式(記載例)

〇〇〇〇〇〇工事

No.	名称	メーカー	紙・電子	電子のみ
例	■ ■ ■ ■	(株) ■ ■		○
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				

別記 9 表示板様式

第 1 号様式

(例)

○○○○○○○○○○○○○○○○工事		1400以上
建 築 主	川崎市長 ○○ ○○	
建 築 用 途	共同住宅（市営住宅）	
構造及規模	造 階建	
延 べ 面 積 (公住法による)	○○○○. 〇〇㎡	
工 期	着手 年 月 日完成 年 月 日	
設 計 監 理	株式会社○○○○○	
請 負 者	建築工事	
	衛生その他設備工事	
	電気その他設備工事	
900		

- 1 白地に青文字とする。青の色調はマンセル記号 10B5／10程度とすること。
- 2 材質は、ベニヤ型枠材程度とし、工事期間内での破損、剥脱のおそれのないよう、堅牢に作成し、取付けること。

第2号様式
工 事 の
あ ら ま し

(例)

○○○○○○○○○○○○○○○○工事			○ ○ ○
この工事のあらまし	工 事 の 内 訳 概 算	財源内訳	
		市費○○. ○% 国費○○. ○% 起債○○. ○%	
1000		500	

- 1 「工事のあらまし」の内容は次を参考にすること。

「この工事は、○○○造共同住宅○棟及び集会所○棟を建設する
ものでその内容は下記のとおりです。」

○棟○○造○階建

○DK 専用面積 ○○. ○○㎡

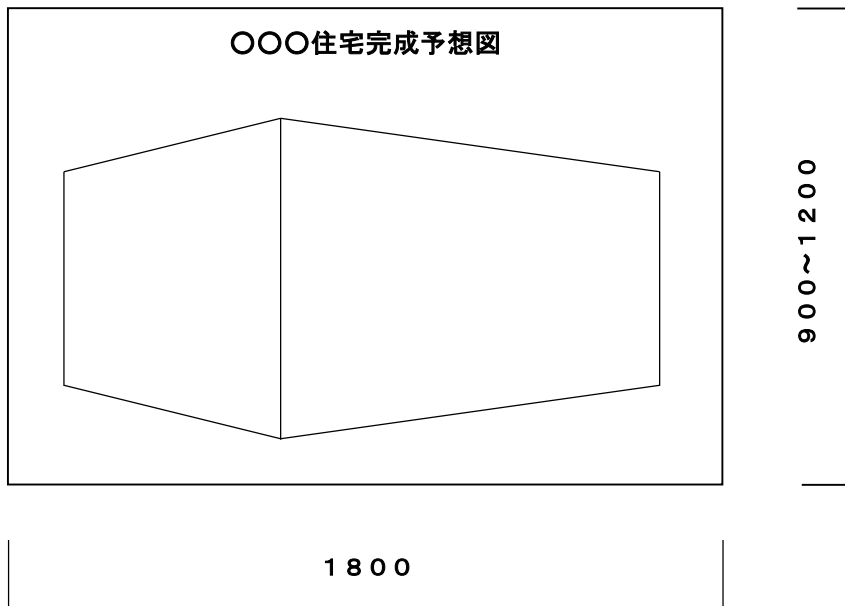
○○戸 延べ面積○○○. ○○㎡

集会所○○造○階建 延べ面積○○○. ○○㎡

なお、○棟には車いす使用者向け住居○戸が含まれます。

第3号様式
完成予想図

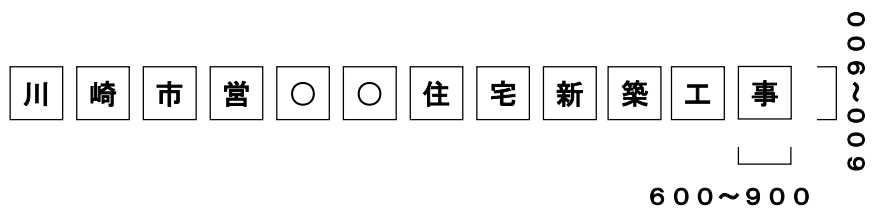
(例)



文字は、第1号様式と同じく、マンセル記号10B5／10程度。
透視図の透視方向、配色等は監督員の指示による。
その他第1号様式にならうこと。

第4号様式

(例)



表示は1字1枚とし、請負業者名の掲示を妨げないこと。
掲示の位置は監督員の指示による。
材質、色は第1号様式による。